

資 料

（ 地 方 法 人 課 税 関 係 ）

目 次

・ 法人住民税の概要	1
・ 法人事業税の概要	2
・ 法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移	3
・ 法人二税の税率の推移	4
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)	5
・ 地方財政の果たす役割	6
・ 法人事業税への外形標準課税の導入について	7
・ 付加価値割の仕組み	8
・ 資本割の仕組み	9
・ 外形標準課税導入初年度の実績	10
・ 平成17年度に決算した外形標準課税対象法人の事業税額	11
・ 平成17年度に決算した外形標準課税対象法人の平均的な姿(1社当たり)	12
・ 減資の状況について(前事業年度末の資本金の額)	13
・ 減資の目的の状況	14
・ 社会保険診療に係る所得に対する事業税の実質的非課税措置	15
・ 医療法人に係る事業税の軽減措置(自由診療部分)	16

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 2～80万円

市町村民税: 5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県: 1,435億円 市町村: 4,030億円 *平成17年度決算額

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 法人税額の5% [法人所得の1.5%相当] (制限税率6%)

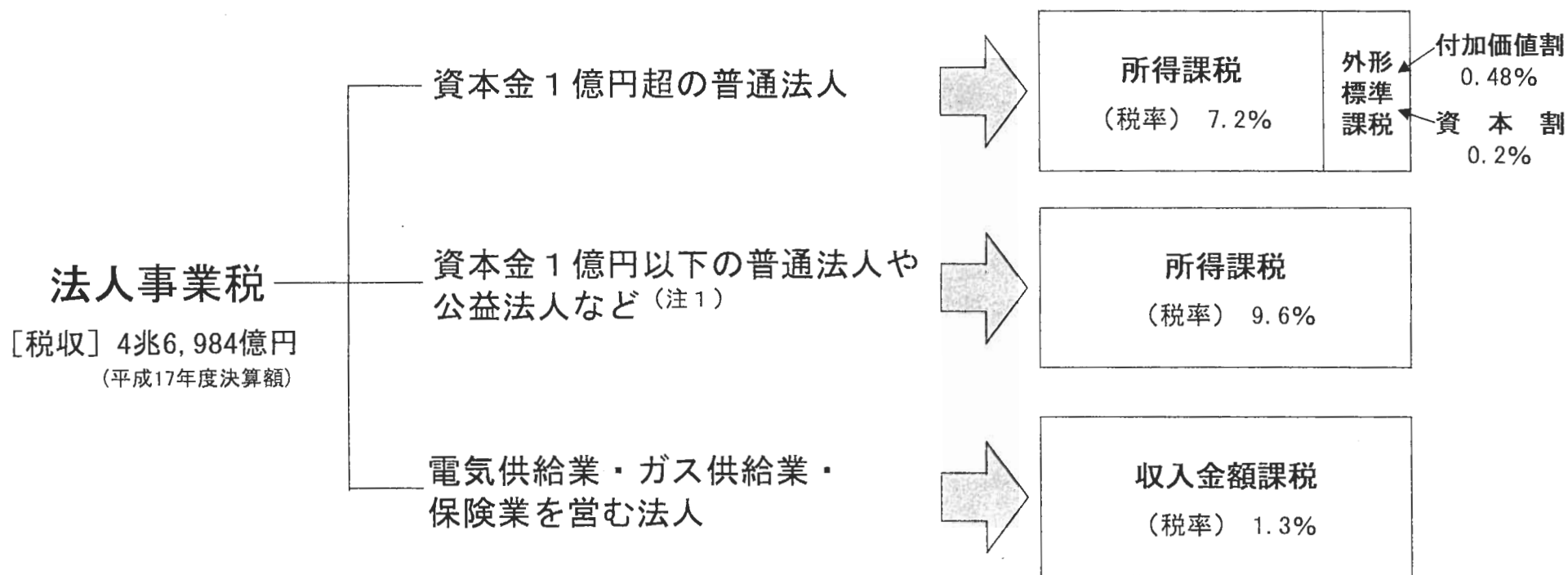
市町村民税: 法人税額の12.3% [法人所得の3.69%相当] (制限税率14.7%)

[税収] 都道府県: 8,227億円 市町村: 2兆540億円 *平成17年度決算額

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。
(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

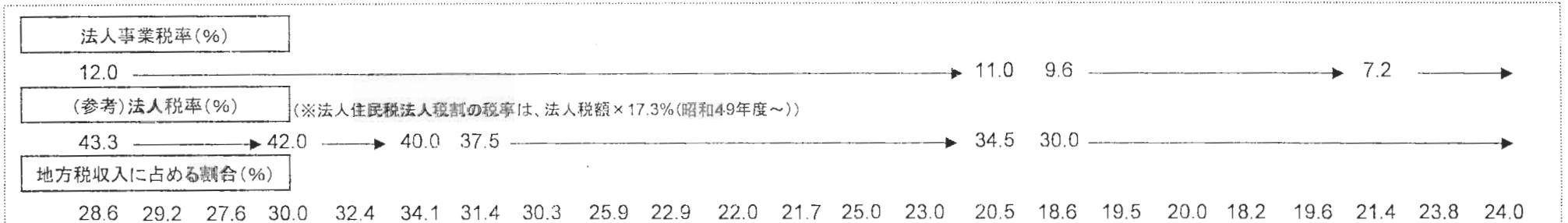
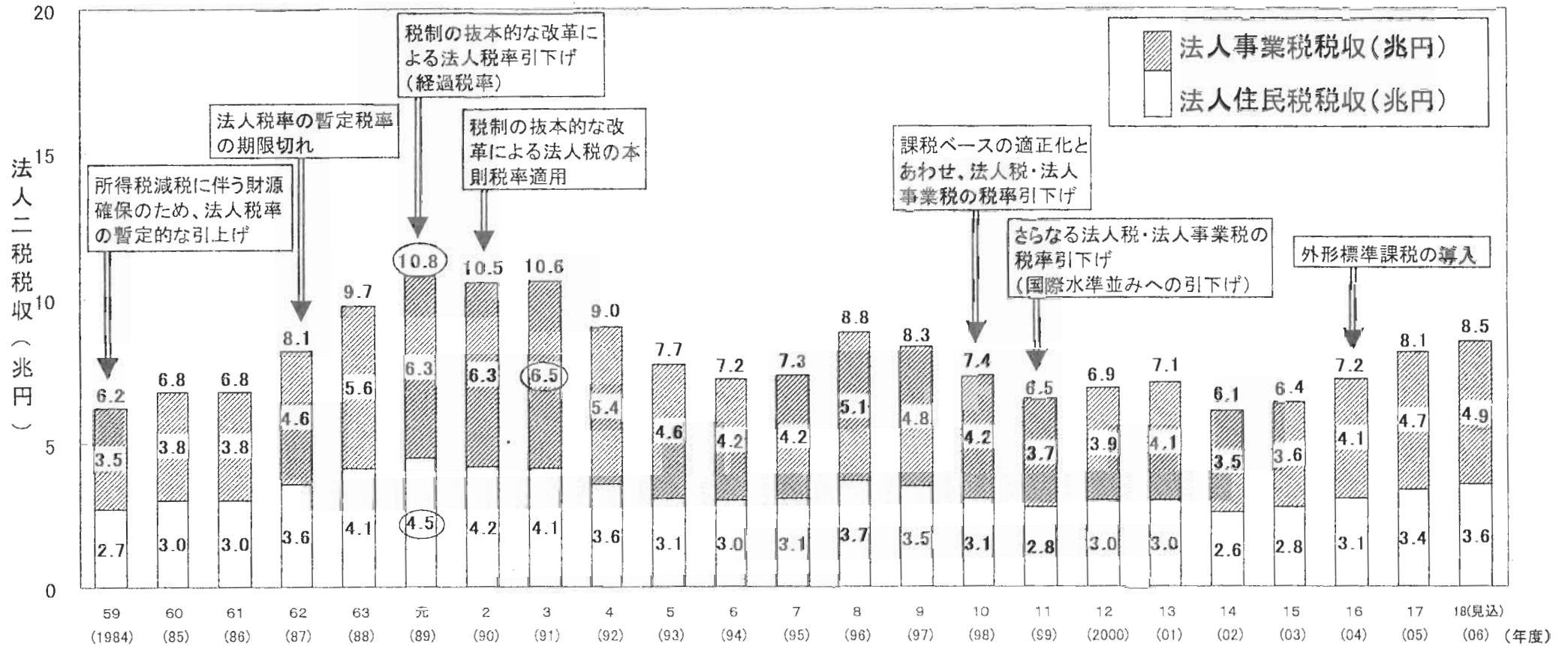
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。



(注) 1 特別法人 (農協・漁協・医療法人等) については税率は6.6%

2 制限税率は標準税率の1.2倍

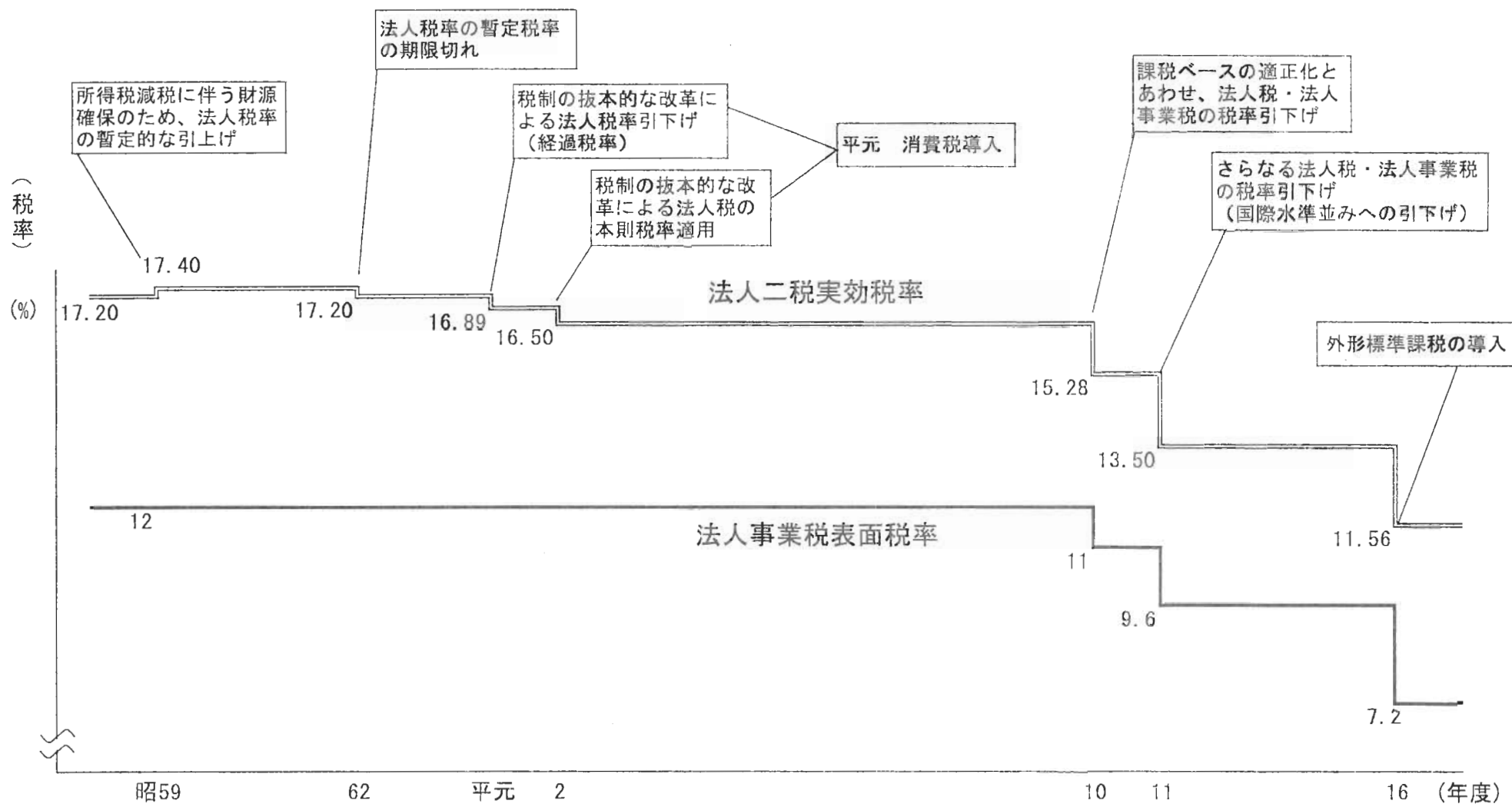
法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移



(注) 1 17年度までは決算額、18年度は見込額である。

2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生する。

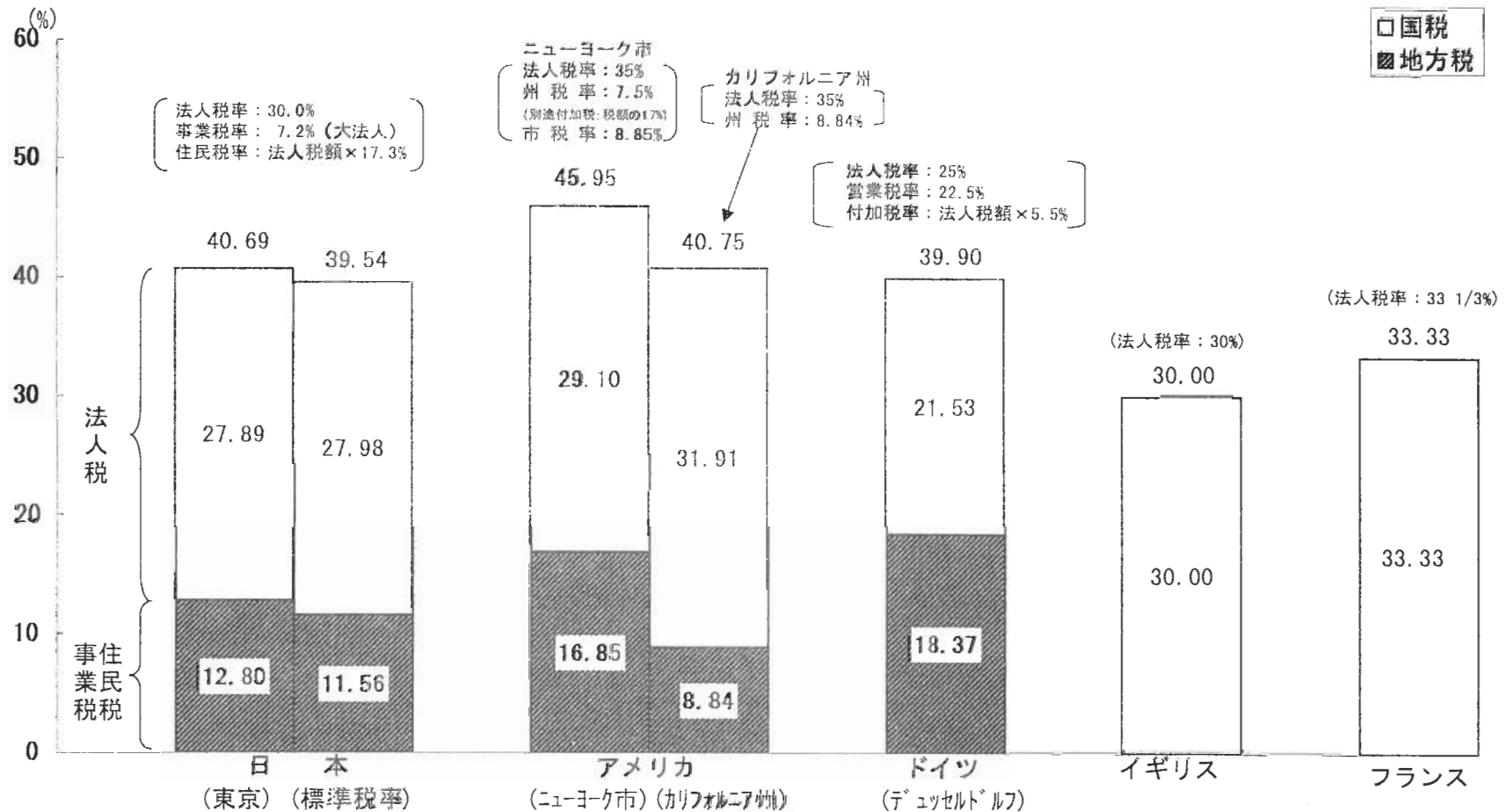
法人二税の税率の推移



- （注） 1 法人二税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割（道府県分＋市町村分）と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）

（2006年1月現在）

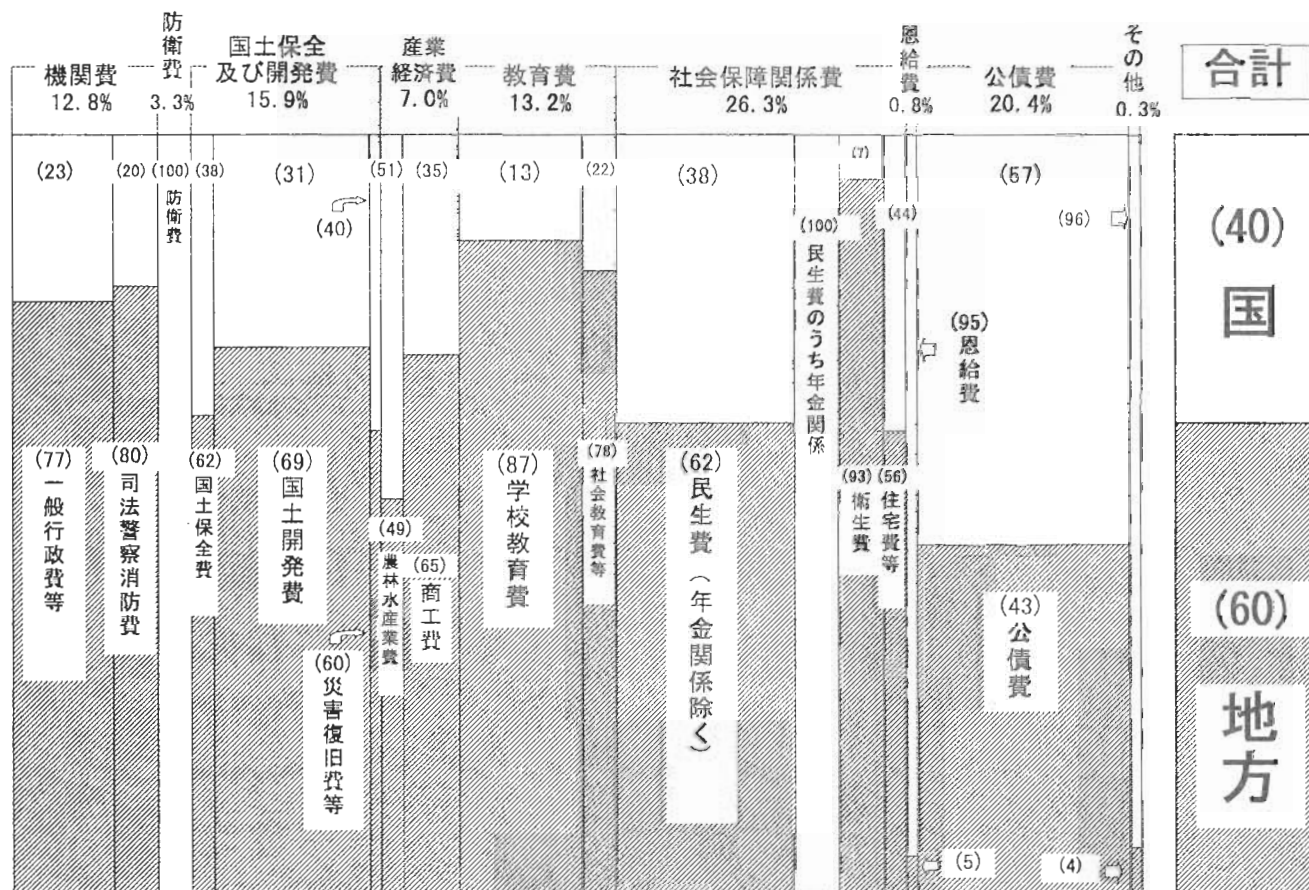


- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
- 3 ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「地方税」は、デュッセルドルフの例である。ドイツの「国税」のうち、法人税は連邦と州の共有税（50:50）、付加税は連邦税であり、「地方税」である営業税は、営業収益を課税標準とする市町村税である。
- 4 フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、地方団体の手で実施されている割合が高い。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担(平成16年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

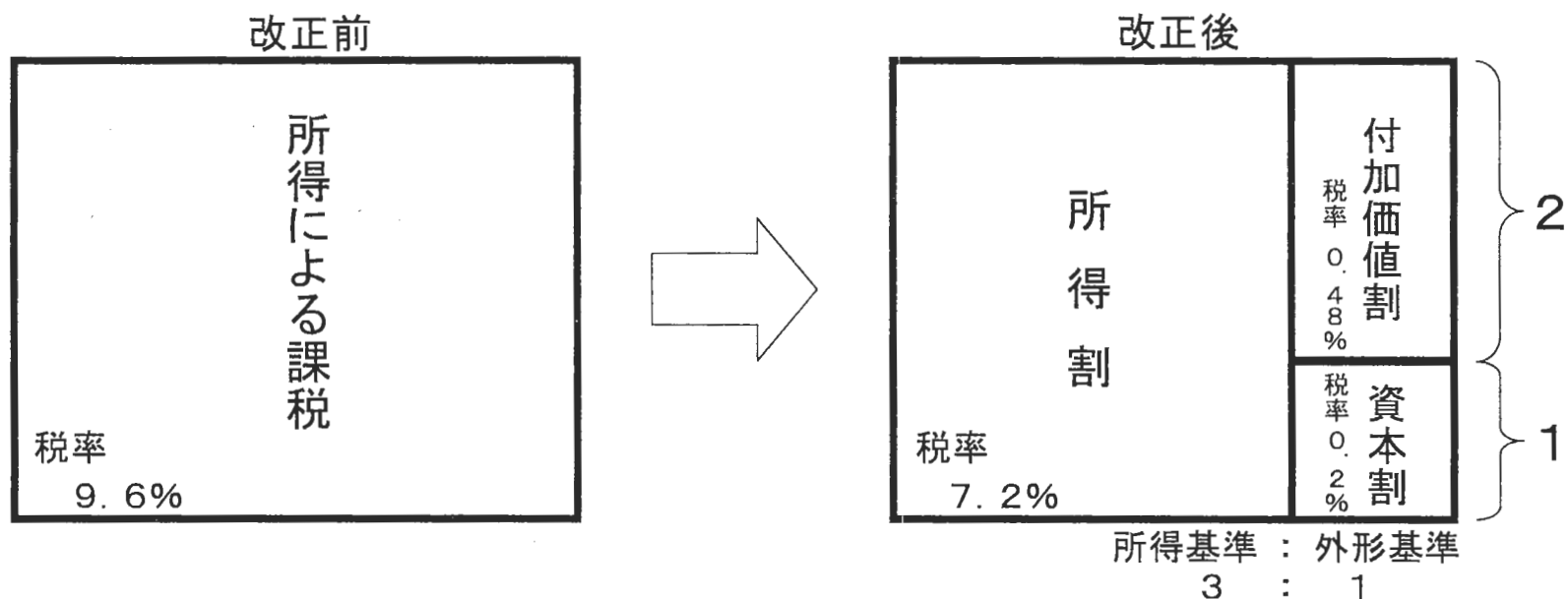
法人事業税への外形標準課税の導入について

導入の趣旨

- ・ 税負担の公平性の確保 —— 法人事業税を負担していなかった多数の欠損法人についても応分の負担
- ・ 応益課税としての税の性格の明確化 —— 事業活動の規模に応じた課税を可能に
- ・ 経済の活性化 —— 法人所得に対する税負担を相対的に緩和し、努力した企業が報われる税制へ
- ・ 税収の偏在を緩和 —— 所得に比べ、都道府県ごとの偏在度合が小さい付加価値額を課税標準に

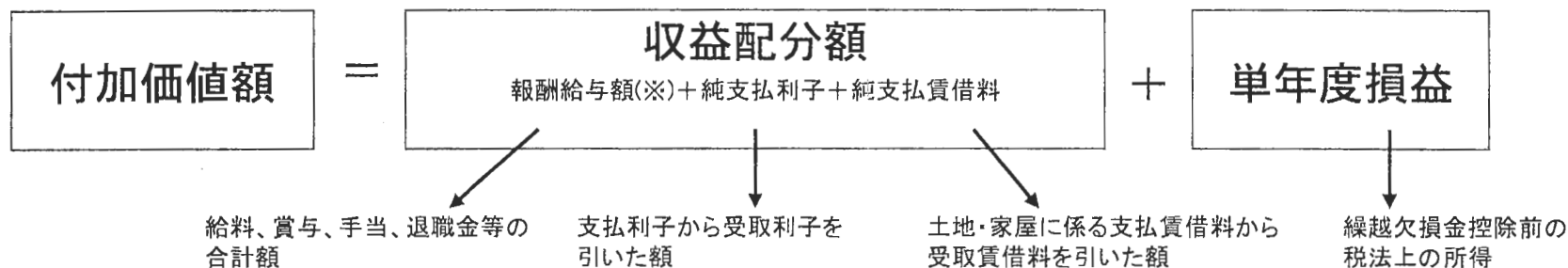
概 要

- 対象は、資本金 1 億円を超える法人。
- 平成16年 4 月 1 日以降開始の事業年度から適用（平成15年度税制改正）。
- 4 分の 1 が外形標準課税、4 分の 3 は所得課税。



付加価値割の仕組み

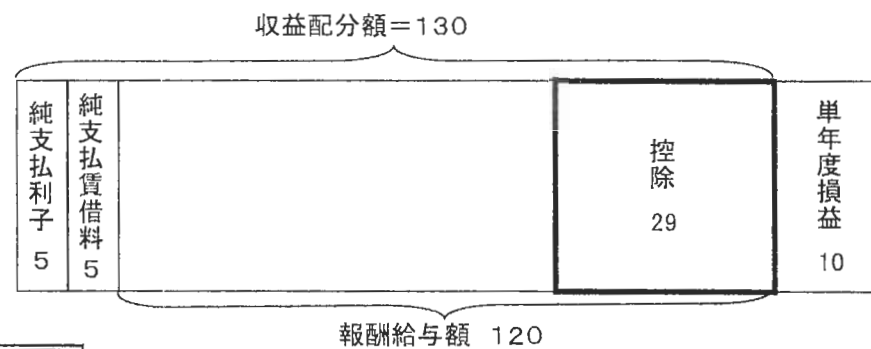
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※ 報酬給与額のうち収益配分額の
7割を超える部分については、
課税標準から控除。



付加価値額＝111

＝収益配分額(130)＋単年度損益(10)－雇用安定控除額(29)

資本割の仕組み

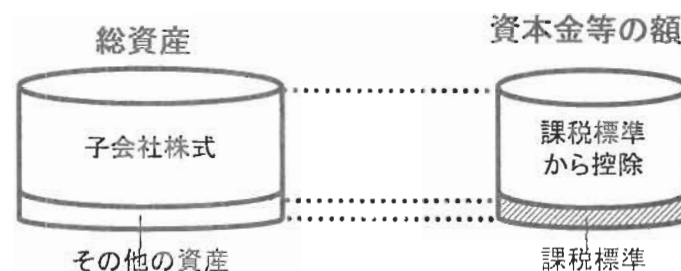
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

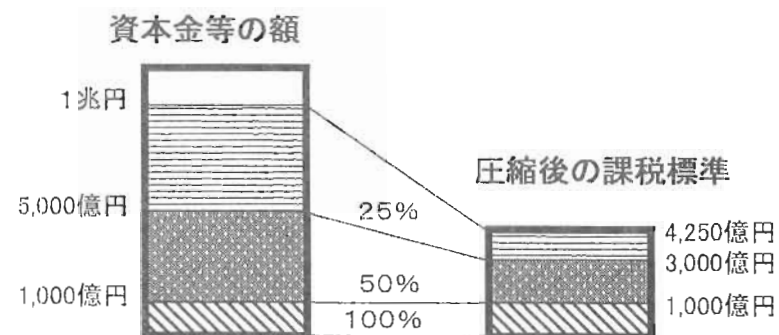
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。

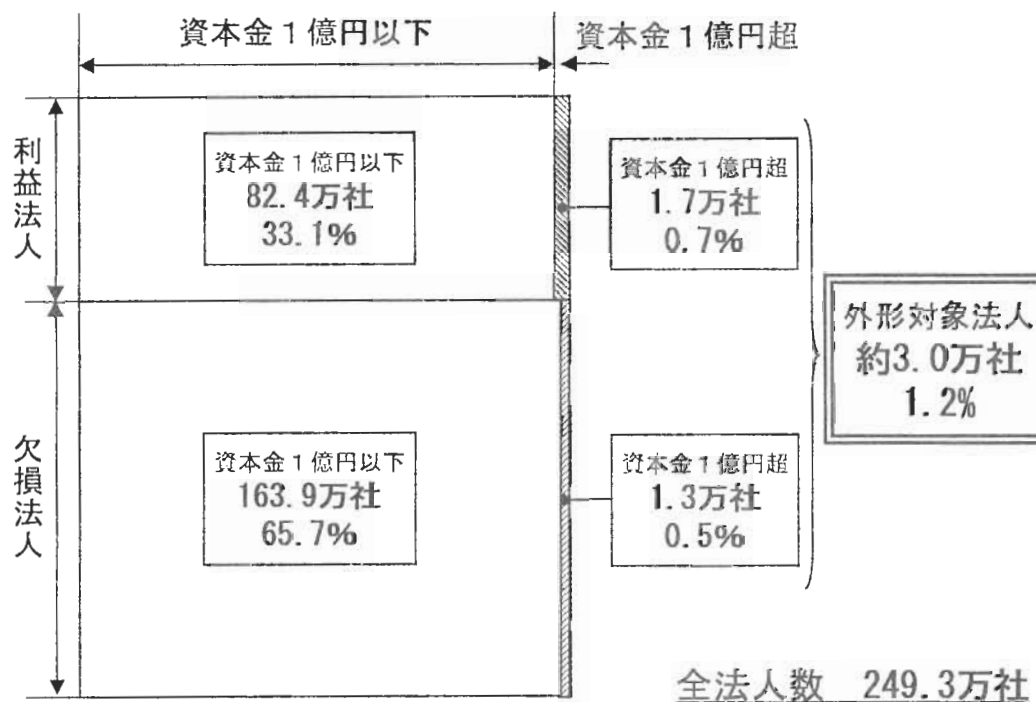


※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

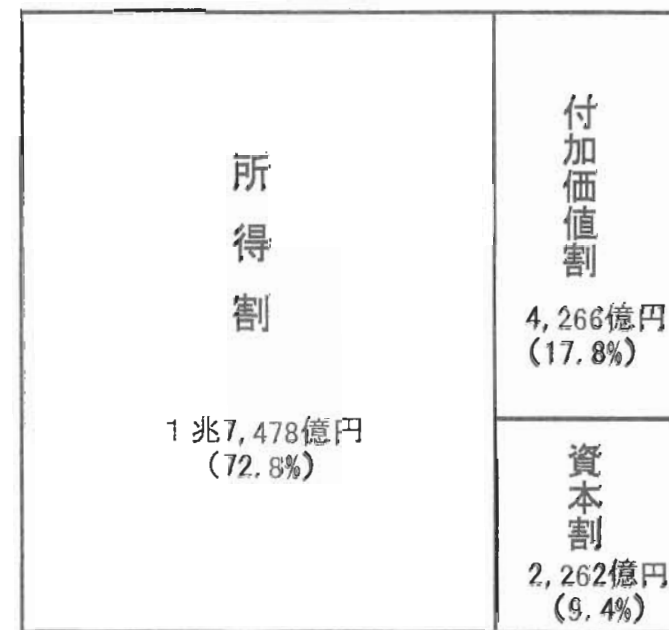


外形標準課税導入初年度の実績

対象法人数



税 額



所得基準：外形基準
72.8% : 27.2%

- (注) 1 法人数は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成17年度道府県税の課税状況等に関する調」による。
- 2 税額は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人(28,158社)を集計した値である。
平成17年2月及び3月に決算を行った法人のうち一部については、平成16年3月31日以前開始の事業年度であるため、外形標準課税の対象に含まれていない。
- 3 数値は速報値であり、精査により異動することがある。

平成17年度に決算した外形標準課税対象法人の事業税額

・ 欠損法人が外形標準課税の約3割、1,948億円を負担。

(単位：億円)

	欠損法人			利益法人					合 計				
資本金	法人数	外形分		法人数	所得割	外形分		計	法人数	所得割	外形分		計
		付加 価値割	資本割			付加 価値割	資本割				付加 価値割	資本割	
1 億円超 10億円未満	9, 571 社	288		12, 017 社	3, 745	1, 028		4, 773	21, 588 社	3, 745	1, 316		5, 060
		199	89			903	125				1, 102	214	
10億円以上 100億円未満	2, 083 社	376		3, 222 社	4, 522	1, 283		5, 805	5, 305 社	4, 522	1, 659		6, 181
		185	191			935	348				1, 120	539	
100億円以上	578 社	1, 287		687 社	9, 212	2, 267		11, 478	1, 265 社	9, 212	3, 553		12, 765
		565	722			1, 479	788				2, 044	1, 510	
計	12, 232 社	1, 948		15, 926 社	17, 478	4, 581		22, 059	28, 158 社	17, 478	6, 528		24, 007
		946	1, 001			3, 320	1, 261				4, 266	2, 262	

(注) 1 本表は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人を集計した速報値である。

平成17年2月及び3月に決算を行った法人のうち一部については、平成16年3月31日以前開始の事業年度であるため、外形標準課税の対象に含まれていない。

2 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

平成17年度に決算した外形標準課税対象法人の平均的な姿(1社当たり)

- 資本金10億円未満の欠損法人でみれば、外形標準課税分の税額は1社当たり約300万円程度。

			欠損法人		利益法人			
資本金	売上高 (百万円/社)	従業者数 (人/社)	外形分 (百万円/社)		所得割 (百万円/社)	外形分 (百万円/社)		計 (百万円/社)
			付加 価値割	資本割		付加 価値割	資本割	
1億円超 10億円未満	8,354	194人	3.0		31.2	8.6		39.7
			2.1	0.9		7.5	1.0	
10億円以上 100億円未満	100,641	1,216人	18.1		140.3	39.8		180.2
			8.9	9.2		29.0	10.8	
100億円以上			222.6		1,340.9	329.9		1,670.8
			97.7	124.9		215.3	114.6	

(注) 1 平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算した外形標準課税対象法人を集計した速報値である。

2 売上高は「年次別法人企業統計調査(平成17年度)」(財務省)、従業者数は「法人企業統計年報(平成16年度)」(財務省)の平均値である。

なお、同調査及び年報は資本金1億円以上10億円未満の区分のため、売上高及び従業者数はこの区分により算出。

3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

減資の状況について（前事業年度末の資本金の額）

○ 減資により資本金が1億円以下となった法人数（H17.2～H18.1決算法人）

前事業年度末の 資本金の額	100億円以上	50億円以上 100億円未満	10億円以上 50億円未満	5億円以上 10億円未満	1億円 超 5億円未満	計
法人数	40	48	165	108	1,600	1,961

（注） 平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った普通法人で、前事業年度末の資本金が1億円を超え、かつ現事業年度末の資本金が1億円以下であった法人が対象。なお、数値は速報値であり、精査により異動することがある。

（各都道府県への照会結果）

減資の目的の状況

減資の目的	①②～④以外 〔資本剰余金 等への振替〕	②欠損てん補	③株主へ払戻	④株式消却	⑤その他事由 (合併・分割等)	計
法人数	328 (42.8%)	301 (39.3%)	44 (5.7%)	52 (6.8%)	41 (5.4%)	766 (100.0%)

(注1) 平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った普通法人のうち東京都分766社（全国の39.1%）

全てについて、東京都主税局と共同で官報公告及び課税情報等により実施した調査。

(注2) 減資の目的は主な用途により計上している。

(注3) 数値は速報値であり、精査により異動することがある。

(参考) 前事業年度末の資本金別の状況（766社の内訳）

前事業年度末の 資本金	100億円以上	50億円以上 100億円未満	10億円以上 50億円未満	5億円以上 10億円未満	1億円 超 5億円未満	計
法人数	26	27	79	48	586	766

(注) 平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った東京都の普通法人で、前事業年度末の資本金が1億円を超え、かつ現事業年度末の資本金が1億円以下であった法人が対象。なお、数値は速報値であり、精査により異動することがある。

社会保険診療に係る所得に対する事業税の実質的非課税措置

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額(個人)又は益金の額(法人)に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費(個人)又は損金の額(法人)に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

○ 減収見込額

約 1, 000 億円 (平成 18 年度見込み)

個人事業税 : 約 530 億円 (1 個人当たり : 約 60 万円)

法人事業税 : 約 480 億円 (1 法人当たり : 約 130 万円)

医療法人に係る事業税の軽減措置（自由診療部分）

- 医療法人の所得のうち自由診療部分（総医療収入のうち約12%）については、法人事業税のみ軽減税率が適用されている。

	法人事業税	
	医療法人	普通法人
年800万円超	〔軽減税率〕 6.6%	9.6%
年400万円超 800万円以下		7.3%
年400万円以下	5.0%	5.0%

- 減収見込額 約20億円 （平成18年度見込み）

「平成17年度の税制改正に関する答申(抄)」

(平成16年11月 政府税制調査会)

二 個別項目の課題

4. 法人課税

(2) 法人事業税

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきである。

「わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―(抄)」

(平成12年7月 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

二 法人課税

2. 法人事業税

(5) 社会保険診療報酬に係る課税の特例措置

社会保険診療報酬については、昭和27年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。